

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

障害者雇用サポート事業の御案内 ～障害者雇用をお考えの企業の皆様へ～

民間企業等の事業主は、「障害者雇用促進法」において、一定の割合（「法定雇用率」）以上の障害者を雇用しなければならないとされています。この「法定雇用率」が、令和3年3月から2.3%に引き上げられ、障害者雇用をしなければならない企業の規模は、従業員43.5人以上に拡大されました。

県では、障害のある方の就労を支援するため、基礎訓練と現場実習を組み合わせた研修を実施しており、現在、基礎訓練を受講した障害のある方の現場実習 受入れ事業所を募集しています。

障害者就労アドバイザーが、障害のある方の雇用を検討される企業に出向き、実習受入れに向けた社内勉強会の開催や業務の切り出しなどを行います。

まずは、障害者雇用のイメージを具体的に持っていただけるよう、セミナーや研修見学会、企業と障害のある方の交流会などの各種プログラムにご参加ください。

各種プログラムの詳細は、順次決定いたしますので、下記までお問い合わせください。

◇問い合わせ・申込先 千葉県障害者雇用サポート事業 事務局（受託事業者：株式会社 パソナ）
TEL 043-238-9868（平日9：00～17：00） E-mail：koyosupport@pasona.co.jp

